

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年9月2日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 小森田 恵 樹 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官 伊 藤 大 介 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官 園 俊次郎 （千葉地方裁判所刑事第4部判事補）
検察官 秦 智 子 （千葉地方検察庁検事）
検察官 山 本 未 来 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 飯 田 晃 久 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 鈴 木 智 之 （千葉県弁護士会所属）

1番 補充裁判員経験者 女
2番 裁判員経験者 女
3番 裁判員経験者 (欠席)
4番 裁判員経験者 男
5番 裁判員経験者 男
6番 裁判員経験者 女
7番 裁判員経験者 男
8番 裁判員経験者 女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは、法律家から、簡単な自己紹介ということで始めさせていただきたいと思います。まず、秦検察官、よろしくお願いします。

【秦検察官】

検察官の秦と申します。千葉の検察庁では、今、2年目になって、公判部を担当しておりますので、今日は、皆さんの御意見をいろいろ聴かせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【山本検察官】

検察官の山本と申します。今年の4月に、千葉の検察庁に異動してまいりまして、公判部で、裁判員裁判や、他の裁判を担当しております。これから、たくさん裁判員裁判をやることになると思いますので、是非、皆さんの意見を聴いて、これからの仕事の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会者】

それでは、続いて飯田弁護士、お願いします。

【飯田弁護士】

はじめまして。弁護士の飯田と申します。私は、弁護士登録して、今年で丸6年となるところでございます。裁判員制度が始まって、丸6年ということですので、裁判員制度とともに、法曹として活動してきたといっても過言ではないところかもしれせん。

実際に、これまで、15件ほど担当させていただきました。うち七、八件ほどが、覚せい剤の密輸入事件であったと記憶しております。その七、八件のうち、三、四件ほどが否認事件、事実関係を争っていた事件であったと記憶しています。

今日は、この場で裁判員の皆さんから御意見を頂戴して、弁護士会にも持ち帰って、より良い裁判員制度になるように、いろいろ努力していきたいと思っております。

【鈴木弁護士】

弁護士の鈴木と申します。私は、もうすぐ丸5年という程度の弁護士経験です。今まで、裁判員を五、六件ぐらい経験があって、実は、今日の議題の中のうちの1件は、私が担当していた事件の共犯者の事件になります。その辺で、どこまでしゃべれるかという問題もあるのですけれども、いろいろ忌憚のない意見交換ができればと思っております。今後の裁判員裁判に向けて、何らかの力になればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会者】

では、伊藤裁判官、どうぞ。

【伊藤裁判官】

裁判官の伊藤と申します。小森田裁判長の裁判体で、右陪席の裁判官をしております。まだ、この4月に千葉に来たばかりで、駆け出しの裁判官でございますので、今日の機会に、皆さんから率直な御意見をいただいて、勉強させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【園裁判官】

私も、小森田裁判長の下で、今年の1月から、左陪席をさせていただいている園俊次郎と申します。裁判員裁判は、これまで7件経験させていただきました。私から法律の説明をする機会もないではないのですけれども、この説明で、ちゃんと伝わっているのかとか、意識共有できているのかとかについて、いつも考えています。今日は、実際に裁判員裁判をやったときに、ちょっとここが分かりにくかった、言いにくかった、裁判官と意識共有できていなかったんじゃないかというところがありましたら、是非、忌憚なき意見を聴かせていただいて、勉強させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

では、最後に私から、自己紹介をもう少しさせていただきます。

私は、昨年7月に、この千葉の裁判所に転勤してまいりまして、裁判員事件の

裁判長は、ここで初めて経験させていただいています。こちらに来てから、10件以上の裁判員の事件を担当しておりまして、それでも、今でも、事件の審理を行う際には、まだまだ初めての事態に遭遇することも結構ありますので、まだ非常に勉強させていただく過程にいるかなと思っています。

本日、裁判員を経験された皆様方から、いろいろお聴かせいただきまして、今後の自分自身の糧にしていきたいと思っております。裁判員の皆さんと、いい事件の審理を行っていくということを、私自身、いつもモットーにしておりますし、他の法曹の皆さん方も、もちろんそういうふうにおられると思いますので、ここで、いろいろ御経験に基づいた御感想、御意見、御批判をいただければ、非常に幸いと思っております。よろしく願いいたします。

いろいろお話を伺う前に、お願いでございます。今日は、争いがある覚せい剤事件についての争点の審理、理解などが、主なテーマになっておりますが、評議に関わることも、もちろん話が出るかと思えます。そういう中で、評議の秘密ということで、これも、事件の審理のときに、各裁判体からもお話があったかと思えますけれども、評決の内容とか、どのような意見が出たかとか、そういうことについてはお話しにならないようお願いしたいと思います。

一方では、お話を聴きたいと言いながら、ここはしゃべらないでというの、なかなか難しいところがあるんですけども、その辺りをちょっとお気を付けいただくことを、できればお願いしたいかなと思っています。よろしく願いします。

それでは、今まで、私どもの話だけでしたので、早速といたしますか、やっとなんていいますか、皆さんからのお話もお聴かせいただければと思います。話題事項（別紙第2）に従って、1番としては、全体的な感想ということでお願いしているところですけども、時間の関係等もありますし、一言ずつというの何ですので、全体的な感想と併せて、先ほど言いましたように、事件の内容として、どこの国の被告人で、覚せい剤の関係では、どういうふうな説明を被告人がしていたかというふう

なことをお聴かせいただければと思います。

では、恐縮ですけれども、ここでは順に1番の方からお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

【1番】

昨年の12月に、経験させていただきました。ドイツ人の事件でしたが、選出されたメンバーとも、一体感も生まれまして、意見もとても言いやすく、思っていた以上に、私自身、とてもいい経験となりました。また、現在の仕事の中でも、事の運び方など、大変役に立っております。

【司会者】

覚せい剤に関して被告人が何と言っていたかは、覚えておられますか。

【1番】

そうですね、知らないということでしたね。持っていることさえも知らない、その荷物さえも知らないということでした。ただ預かったということだけですので。本人、そのドイツの方の言っているのは、覚せい剤ではないという認識だったと思われれます。

【司会者】

ありがとうございます。

では、2番の方、どうぞ。

【2番】

私も、2月に、こちらに来させていただきました。全体的には、裁判員という言葉はもちろん知っておりましたけれども、まさか、自分が当たるとは思いませんでしたし、どういうことをするんだろうというのも、非常にびっくりしまして、周りにも、その経験者が言わなかっただけかもしれないけれども、いなかったものですから、本当に初めてで、ドキドキしながら参りました。

1番の方と同じように、メンバーの方が、すごく良くて、話しやすく、仕事をやめてから、ちょっと家におりまして、介護などしておりますので、社会とのつなが

りという意味で、こちらに来させていただいたんですけれども、こういう難しい話が私にも分かるんだろうかというのが一番不安だったんですが、検察の方の話と、弁護の方の話と、両方ともそうだなと思って、頭の中がごちゃごちゃになっているところへ、裁判官の方がうまく、こういう話だというふうにまとめて、分かりやすくお話ししてくださったので、非常に事の流れが、どこが問題で、何がどうだかというのが、こんなに分かりやすく言っていたらというので、本当に、理解どころではないですけれども、ものすごく、勉強になりました。人生観が変わったと言ってもいいぐらい、私は、すごく良かったと思います。

イメージでは、そんなの当たっちゃってかわいそうにみたいなことで世間では言われるんですけれども、決してそういうことではなくて、出てみるとすごくいい経験になるよと知人には言っております。

私の当たった裁判は、タイの国籍の人で、中国に旅行に行って、友人にもらったかばんを使って、日本を経由して帰ろうと思った際に、知らないうちに覚せい剤が入っていたということで、もらったものだから、全く私は知らないということだったんですけれども、そこをいろいろ突き詰めていくと、知らないわけではないんじゃないかといえるように思われる事案でした。

【司会者】

人生観が変わったというのは、どんな感じですか。

【2番】

知らない世界が分かって。私に関わって、そんなことはないんですけれども、一人の人生を変えるかもしれない。大げさかもしれませんが、これは殺人事件とかではありませんでしたけれども、やはり覚せい剤、耳にはしますけれども、こんなに大変なことだったんだと。

量刑も、非常にこんなに厳しいということも知りませんでしたので、そういう悪いことに関する罪、被告人が、どんな人生を送ってきたかも分かりませんし、これからどうなるかということも、若い方だったので、これからのことを考えたら、ど

うするんだろうと、この人の一生を。知らない国に来て拘束されてしまうなんて、その人の人生を何年なんて決めていいのかなという、責任感じゃないんですけれども、私が一人というわけではありませんけれども、そういう意味で、一人の人生に向き合ったんじゃないのかなというのが、すごく強烈に私の中ではありました。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

では、4番の方。

【4番】

去年、候補に選ばれて、なおかつ、今年の2月に、実際に裁判員を経験させていただいたわけですが、結果から言うと、全く今まででは予想もできなかった経験をできたということで、候補に選ばれるなどの話のあった人については、是非、もし機会があったときには、参加した方がいいよということを、よく話をしております。

私が担当の中に入れさせていただいた事件は、イギリス人の方ですが、定年後に、確か、ケニアでしたかな、そこで、年金をもらいながら、現地の方と暮らしていた老人の運び屋さんで、ビザの更新の手続をするときに、いろいろ、経済的な理由か何か分かりませんが、ある人に頼んで、当初は、ビザの更新のための普通のステップで、一旦国外に出るということで、キプロスというところに出て、そこでまた戻ってくるのが普通のパターンだったらしいんですが、行ったところで、今度は、次の仕事を頼まれたというか、おいしい話だったんだと思うんですが、結果的に、その物を預かったというか、あるいは借りたというか、今もって、まだちょっと理解に苦しむんですが、トロリーバッグの中に、結果的には、覚せい剤が入っていた、それもかなりの大量な量ですね。

それを、本人は、当初は、成田に着いた時には知らないということで、その前提の下に、バッグは自分のものだ、旅行だ、何日いるというようなことを言いながらも、実際には成田に着いてからも、ちょっと休憩した後、すぐ次のところに指示待

ちで、横浜の方だったですか、移るということで行動し始めて、初めに税関当局で話したことと実際の行動がかなり違うとかというのが、いろいろ聞いていた中で出てきたわけですが、結果的には、成田のホテルから出るところで、職務質問にあって、いろいろ取調べを受けて、逮捕されたという事件でした。

感想としましては、非常に年配で、76歳ぐらいの方で、何かよぼよぼとした感じで、本当にこういうことに関わるのかなというような感じの方に見えたんですけども、そういう見かけで判断しちゃいけないんだなというのは、ちょっと感じたんですね。

あと、本当に自分がどういうことをやったのかどうかということが理解できないまま、どんどん、周りにセットされたとおりに動いてきて、結局、最後のところは、うまく説明がつかずに捕まっちゃったという感じだったんだと推測します。

そういうことで、麻薬の密輸ということの影響度から考えると、やはり、厳罰にしなければいけないということは、頭では非常に分かる一方で、現実の老人の方を目の前にすると、何かかわいそうというか、後々のことを考えると、できるだけ穏便にというようなことが最後までつきまとして、最後の段階でも、ちょっと自分としては、何とか温情をというようなことをずっと考えていたという感想を持った次第です。

【司会者】

それでは、5番の方、どうぞ。

【5番】

私も、今年の2月に、裁判員として参加しまして、感想としては、まず、審理予定の日程表では、5日ぐらいの審理をして、その後、4日ぐらいの評議があったんですけども、長いなというのが最初に考えた感想でした。

ただ、やっぱり、実際裁判をやってみると、とても複雑でした。裁判では、ウガンダ人だったことで、英語の通訳事件だったのですが、通訳さんは、とても大変そうでした。微妙なところのニュアンスというんですかね、例えば、「maybe」一つ

でも、こういったニュアンスなのかなとか。通訳さんの言葉では、「多分」の一言で通訳されてしまうんですが、そういう分からない要素も、法廷の合間の時に、裁判官の方々に、うまく補足説明していただいて、分かりやすくなりました。法廷の合間に、皆さんと話したり、裁判官の方と話して、論点とか、どういうキーワードがあるかとかということが段々明確になってきて、すごく会議の持っていく方がお上手だなと思いました。

私も、今回経験して、会議等々を開いたりしたときの論点とか、優先順位とか、若しくは、下の方の忌憚ない意見とか、芽を摘まないで聞いていくということも、すごくためになったかなと思いました。

事件の内容ですけれども、ウガンダ人の被告人が、日本にいまして、日本でウガンダ人を集めてパーティーをする際に、何も知らない、向こうの歌手を呼ぶと。そのときに、バッグの内張りを剥がした中に、覚せい剤を隠して持ってきたという、ちょっといろいろななか、本人が手を下しているんですけれども、実際受け取っていなかったり、私は中身だけを受け取るつもりだったということで、そこが主な論点になったという記憶があります。

約十日間、ややこしいながらも、とてもいい経験ができたのではないかなと思いました。

【司会者】

5番さんの関係の事件の被告人は、持ち込んだ本人ではないんですね。

【5番】

持ち込んだ本人ではないです。

【司会者】

分かりました。

では、6番の方、どうぞ。

【6番】

私も、感想としては、すごく貴重な体験をさせていただいたなと思っています。

私の職業は、専門職として、働いている場所は、いつも病院の中か、あるいは福祉施設の中です。そういった仕事は、他の方が病気にかかったときに、病院に来れば、私たちの仕事を見る機会があると思うんですが、裁判所についても、裁判所に足を踏み入れるということは、なかなかないので、裁判というものが、どう行われているかとか、検察官の方の役割ですとか、裁判官の方、弁護士さんたちの、それぞれのお仕事というか、役割の大切さとかを学ばせていただいたように思います。

今回、覚せい剤の密輸入の事件ということで、一般人の私が、覚せい剤のことを何も知らないのに、どう関わるができるのかなという不安が初めはありました。今回、被告人が二人とも否認をしている事件の裁判でしたが、証人の証言と被告人の供述に、たくさん食い違いがありまして、二人がそれぞれに有罪なのか、無罪なのかをいろんな証拠を基に評議していくに当たって、裁判官の方が、評議の中で、私たちにどのような意見を求めているのかを明確におっしゃってくださったので、その場面ごとに、それぞれの意見が言えたのかなと、裁判員としての役割が少し果たせていたのかなと思いました。

振り返ってみると、3週間という長い裁判だったので、意外と、前半に聞いた証言の記憶ですね、たくさんの方の証言がありましたので、頭の中で混乱というか、記憶が薄れてしまったりとか、あるいは、被告人2名のそれぞれの事件が複雑に絡み合っていて、事件の内容が、2掛ける2じゃないですけども、時系列を追うだけでも、非常に大変でしたし、非常に難しく感じました。

あと、3週間にわたる長い裁判でしたけれども、法廷も、1時間ごとに休憩を入れてくださったり、早く進行したために、中休みを1日入れていただいたりとかしていただけたので、あと、評議室も、非常に広い空間でしたので、最初考えていたほど、大きな負担なく終えられたかなと感じています。

あと、裁判員裁判制度というのもそうですけれども、覚せい剤犯罪というのには、まずもって、日頃から、余り意識しておらず、芸能人が捕まったりすると、関心を向ける程度だったんですが、この裁判を経験することによって、そういった覚せい

剤の重大性というか、危険性も学ばせていただいたので、そういう事件にも目も向けるようになりました。2番さんのように、すごく量刑が重いということで、やはり、それだけ覚せい剤の事件が重大なものなんだなというのを改めて認識させていただいたように思います。

【司会者】

では、7番さん、どうぞ。

【7番】

裁判は、2月に行われて、被告人は、スロバキア国籍の人でした。覚せい剤を運んできたときに、どのような説明をしたかという、知らぬ、存ぜぬということでした。誰かが入れたんじゃないかというようなことをほのめかして、知らぬ、存ぜぬで通しておりました。それに対して、検察側が、いろんな証拠に基づいて、詰めていったわけですけれども、その進行についても、非常に分かりやすく、一部資料もあったし、メモ書きの用紙もあったかと思うんですけれども、思ったより、分かりやすく、余り負担のないことでした。

裁判は、本当にいい経験をさせてもらったなと思っております。それと、今まで裁判とか量刑については、全く興味も関心もなかったんですけれども、この裁判員制度を経験することによって、興味も関心も持ちました。特に、新聞・テレビで報道されている、刑を終えてまた同じような犯罪を犯すということに対して、ちょっと考えさせられるという部分が出てきました。

【司会者】

では、8番の方、どうぞ。

【8番】

私は、今年の3月に6日間担当させていただきました。他の方の話を聞いていると、直接、分からなかったんですけれども、6日間でも、すごく長いなと自分の中では思っていたんですが、それ以上の方がいらっしゃったので、ちょっと申し訳ない気持ちです。

最初に、裁判員裁判の候補の封筒が来たときに、まさかということで、非常に悩みました。裁判員裁判の候補の通知が来ても、免れると思っていたので、自分はやりたくないなと正直ずっと思っていて、いざやっぱり、候補で集まったときにも、やりたくないなということで、番号を書かれるときにも、当たらないようにと、ずっと心の中で思っていました。

実際に、裁判員に選ばれてから、家に帰っても悩んで、ちょっと悪夢も見たりとかして、つらかったです。裁判で私が担当したのは、メキシコ人で、男性と女性の方だったんですが、被告人を初めて見たときに、私の担当したことは、いい加減にはできないんだなと初めて思って、それから、ちょっと気持ちを新たに、いろいろ考えるようになりました。

最初は、守秘義務の範囲がどれぐらいか分からなかったもので、主人とかにも、一切話をせず、自分の中で、今日話し合ったことをいろいろ頭の中で考えていたりはしたんですが、途中で、裁判官の方が、ここまでは話していいんだよとかとおっしゃってくれたので、すごく気持ちが楽になって、家に帰って、主人に話ができるようになってからは、すごく気持ちを落ち着かせて、いろいろ考えるようにはなったんですね。

ただ、やっぱり素人なので、裁判官のそばに座って、被告人と顔を合わせて、弁護人の方も、検察官の方もいらっしゃって、その中に自分がいるというのは、やっぱり責任が重いなというのは、今でも思います。

今回は、覚せい剤に関する事だったんですが、審理期間の途中で、早く審理が終わった日に、他の裁判を傍聴しに行ったことがありまして、そうしたら、その二つは、強制わいせつ事件だったんですが、余りにむごい事件だったので、まだ覚せい剤でよかったなと、ちょっと不謹慎なんですけれども、思ってしまったんですね。

だから、いろんな事件を裁判員裁判に選ばれた人たちが担当しているというのを改めて感じて、裁判員になった方にもいろんな意見があると思うんですけれども、果たしてこれがいいのかどうなのかと、今でも、ちょっと思います。千葉県は、結

構、事件が多いということを知って、裁判員も、2回とか当たる人もいるよというのを聞いたんですけれども、もう一回通知が来たら、ちょっとまた悩めますね。やれるかどうか、ちょっと悩めます。ただ、経験されていない方には、よく考えてというふうにアドバイスはできるので、一概に、やめなよとは言わないですけれども、でも、自分だったら、2回目はどうかなというのは、ちょっと考えてしまいました。

【司会者】

今のお話を聞いていると、今回の、この意見交換会への御出席自体は、希望されて来られているんだろうと思いますけれども、そこは、何かお考えがあるんですか。

【8番】

自分が担当したときに、評議で皆さんと話し合ったときは、自由に意見を言えなかったというのがあって、他の事件を担当された方はどう思っていたのかなと。やっぱり、グループで一体化してしまったという印象もあって、他の方はどういうふうに思っているのかなというのが、ちょっと興味があったので、それで今日は来ました。

【司会者】

分かりました。

本当に、いろいろありがとうございます。皆さんそれぞれ、事件の争いの内容も、ちょっとずつ違ったりもしていますし、私が自分自身で担当した覚せい剤の密輸入の否認事件は、ほとんどが知らぬ存ぜぬという事件が多かったんですけれども、中には、実際に持ち込んだのではなくて、別の、いわゆる共謀がメインの争点になっているような事件もあったりして、争点の中身もいろいろありますし、御感想も、それぞれいろいろ興味深いお話もしていただきましたので、またこれから、いろいろお話を聞かせていただきたいと思っております。

今のお話等を踏まえまして、話題事項の次のところ、争点の理解について話を進めていきたいと思えます。検察官、弁護人による冒頭陳述というのがそれぞれ行われているはずですが、実際に御自身が経験された事件の中で、冒頭陳述というのが、

どういう説明で、分かりやすかった、あるいは、ちょっと分かりにくかったとか、その辺りの御感想をお聴かせいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。1番の方、どうですか。

【1番】

弁護人の印象の方が強くて、芸能人じゃないけれども、そういう台本を読んでいる感じで、前に出てきたりとか、アピールをしながら、いろいろ進めてくれたのも、それはそれで面白くて、入りやすかったというところがあったり、分かりやすい言葉も使っていたんですけども。

申し訳ないですけども、検察官の話を言われると、余りそんなにイメージとして残っていないのかなという感じがします。もちろん、難しくはなく、きちんと私たちにも分かりやすい言葉で説明して下さったのは、よく分かるんですが、テレビで見る弁護人のように、動いている印象の方がすごく強くて、ちょっと、テレビと一緒にだなどという感じを受けました。でも、分かりやすかったのは、分かりやすかったです。

【司会者】

いわゆる争点、何が争われているのかということの中身自体は、検察官、弁護人、どちらが分かりやすかったですか。

【1番】

どっちも分かりやすかったです。動くイメージというか、そういうので、ちょっと、ああ、面白いなと同時に入ってきたというか、ちょっと不思議な感じがしたのと、それはそれでまた、いい感じと言ったらあれですけども。身振り手振りのジェスチャーと一緒に、内容が入ってきたというところがありました。

【司会者】

他の方は、いかがですか。7番さんは、どうですか。

【7番】

先ほども申しましたけれども、進行については、非常に分かりやすかったし、検

察官の言われることも、証拠の裏付けのある話がどんどん出てきて、集めていくということで、分かりやすかったです。

一方、逆に、弁護人の方が、弁護のしようもないのかどうか知りませんが、何か不自然で、説得力がないというか、そんな感じがしました。結局、検察側の証拠だとか、そういう部分の方が強くて、結局は、有罪という判決になったんですけども、その内容についても、簡単な資料もあったし、それに対してメモもできたし、聞き逃しても、すぐ元へ戻れるようなそんな感じでしたので、非常に理解ができて参加することができました。

【司会者】

今、お伺いしているのは、審理が一番最初に始まる時ですけども、冒頭陳述ということで、証拠調べとかをやる前に、事件の争点がこういうところにあって、検察官の言い分、主張はこういう内容です、弁護人は、こういうことをこれから立証していきます、言い分としてはこうですと、こういう手続が行われたと思うんですけども、その際の双方の言い分、争点との関係で、あるいは、何が争点なのか自体も含めて、そういうことが分かりやすかったかどうかというところは、いかがですか。

【7番】

最初の方は、冒頭陳述では、ぱくっとしたような事件の内容という説明だったので、細かい部分までは理解できないわけですね。それが、審理予定表に沿ってやっていくと、ああ、こういうことなんだなというようなことが分かり始めるということですけども。最初の方では、争点という部分については分かりませんでした。進行した上に、これが争点だなというようなことが。

【司会者】

徐々に分かってきた。

【7番】

分かってきたということですね。

【司会者】

6番さんは、いかがですか。6番さんの事件は、事件自体も、確か二つあって、被告人も二人いて、確か被告人らは覚せい剤を持ち込んだ人ではないものでしたね。争点といたしますか、どういうところがポイントになるかとかというのは、最初の冒頭陳述の段階でいかがでしたか。

【6番】

先ほど、事件の紹介を忘れてしまったんですけども、被告人兩名とも、ペルーの方で、男性女性1名ずつですが、男性の方が、全部否定、否認ですね。全く自分は無関与だと。女性側の方が、首謀者になっているんですけども、もしかしたら、自分の知らないうちに、何らかの良からぬことに関係しちゃっているのかなという思いはあったけれども、そういう疑惑はあったけれども、自分は関係していないと。しかし、もし、そうやって疑いの念を抱いていた自分がいたなら、自分にも反省すべき点があったから、その点は反省しているということを最初おっしゃって。

冒頭陳述では、検察官が、本当に事件の流れを流利的なように、やっぱり、二つの事件でしたので、非常に、この日にこうして、こうやってこの人たちを使って飛ばして、密輸させたとか、あと、何月何日に、この貨物を誰々のお宅に届けて、それを、どうちゃらこうちゃらと、すごく事詳細に、きっちり説明はただけて、それに対して、二人が否認したわけですから、これからそれが事実なのかどうなのかというところを争っていくんだなということは、理解できました。

ただ、人の名前だけでもすごく、ペルーの方って、お名前が非常に長いですよ。だから、その印象もあってか、すごく事件が複雑なように最初は感じました。二つの事件とはいえども、中に関係した人が更に数名いらっしゃるものですから、事件ということは分かっているけど、その中間地点というかがすごく複雑なんだなということを思いながら聞いていたのを覚えています。

【司会者】

二つの事件は、一つは、現に覚せい剤を持ち込んだ人が別にいて、それをもち込

ませたという意味での、共犯としての責任が被告人に問われている。もう一つは、郵送させたんですか。

【6番】

はい。貨物として。

【司会者】

貨物として送り込ませて、その受付先として、被告人らがいたんですたっけ。名前を貸していたとかですか。

【6番】

はい。住所とかを、友人宅にしてみたりとかして、幾つか。

【司会者】

幾つかの住所を。

【6番】

はい。コントロールデリバリーというんですか、それで、察知したり。

【司会者】

持っていったところまで行って、捕まったという。

【6番】

その現場は、押さえられなかったみたいですけども。

【司会者】

そういう事件で、それぞれの首謀者じゃないかということで、被告人兩名が責任を問われていたという、そういう事件ですか。

【6番】

はい。

【司会者】

他の方は、いかがですか。8番さんは、いかがですか。冒頭陳述との関係は。

【8番】

審理予定表を見て思い出したんですけども、時間的にすごく短かったんですね。

詳しくは覚えてはいないんですけども、初日の段階で、あその椅子に座ったこと自体が緊張していたので、話的には、何を言っているんだろうという感じで、座っていたと思います。

【司会者】

どこかの段階では、落ち着いた感じですか。

【8番】

そうですね。はい。

【司会者】

分かりました。

【飯田弁護士】

検察官と弁護人の冒頭陳述を聴くに当たって、何か事前に配付された資料があったかどうかだったり、その資料によって、分かりやすさにどういった影響があったかとか、もしあれば、簡単にお伺いさせていただければと思います。それぞれ、特に、弁護人の方は、やり方がそれぞれだったとは思うんですけども。

【司会者】

冒頭陳述に当たっての資料、メモとかでもいいですか。資料とおっしゃるのは、メモでも。

【飯田弁護士】

メモですとか、パワーポイントなどを使っていたかどうかとか。

【司会者】

では、全員に聞きましょうか。冒頭陳述で、何か配られたものが、検察官、弁護人、それぞれからあったかどうかというところで。

【1番】

どちらもあったような記憶ですけども。

【司会者】

冒頭陳述メモみたいなものですか。

【1番】

何があったかとか、ぱっとは出てこないですけども。ありました。

【司会者】

2番の方は、いかがですか。

【2番】

ありました。検察官の方のは、すごく分かりやすかったので、図も入ってしまして、非常に、時系列か何か、ぱっと見て、ああ、そういうことなのかというのが、非常に分かりやすかったです。あと、何でしたっけ。

【司会者】

パワーポイントですか。画面自体の。

【2番】

はい。それも使って、冒頭陳述か、そこはちょっと記憶がないんですけども、裁判の中でよく使われまして、あれも非常に分かりやすかったです。

両方とも、メモといいですか、資料があったんですが、弁護人の方のは、非常に、それだけ見ると、ものすごく非の打ちどころのないような、この人は、本当に無罪じゃないかなというぐらい、よく物語としてできているような、ちょっと驚いた記憶があります。

【司会者】

4番さんは、どうですか。

【4番】

検察官の方のは、カラーで、きれいに、A3ぐらいだったかな、分かりやすく、一目で流れが推測できるような感じに整理されていた資料をいただいた記憶があります。

一方で、弁護人の方のは、白黒で、A4ぐらいのところ、通り一遍と言ったら非常に申し訳ないんですけども、弁護されるに当たって、いろいろ反論すべき内容とかなんていうのは、これから話で出てくるのかなと思うぐらいに、自分たちの

主張がちょっと感じられないような資料に思いましたので、ほとんど、検察官の方が作った方をずっと見ていたような気がします。

【司会者】

5番さんは、いかがですか。

【5番】

私も、検察の方、弁護人の方、両方とも、A3のカラーの資料があったと思います。冒頭陳述に関しては、とにかく、私は、メモを取らないで聞こうと思って、必死に聴いていましたので、大分流れるな、事件の概略としては、理解できたような記憶がございます。

ただ、先ほどもありましたけれども、やっぱり、人物の名前がなかなか覚えられないのがあったので。だんだん審理をしていく中で、分かっていくんですけども。結構、理解はできました。

【司会者】

6番さん、どうぞ。

【6番】

検察官の方からいただいた資料は、カラーで、字も大きくて見やすく、理解もしやすく、そういう資料を事前にいただいていた。弁護人の方からいただいた資料に関しては、ごめんなさい、記憶がないです。忘れてしまったのか、なかったのか、ちょっとどちらか分からないです。

【司会者】

7番の方、いかがですか。

【7番】

資料はありました。検察官の資料の方が、いわゆる印象があるというか、もちろん分かりやすいし、説得力もありました。弁護人の方の資料もあったと思うんですけども、何か伝わってくるものが感じられないと思っています。

あの資料があったから、よく進行が理解できたとは思いますが。私は、メモを取る

方じゃないんですけども、こういう仕事ですから、真剣にメモを取ろうと思って、メモを取っていたんですけども、取った後で、あ、ここに書いてある、資料にあるというようなことで、その資料のおかげで、よく理解できたと思います。

【司会者】

8番の方は、いかがですか。

【8番】

実は、隣の方が同じ裁判でお会いしているので、ちょっと言いづらいんですけども、自分の記憶では、検察官の方の資料よりかは、弁護人の方の資料の方が見やすかったと思います。

【鈴木弁護士】

遠慮しないでもいいですから。

【司会者】

率直に言っていただければ。

それでは、裁判官の説明は、いかがだったですか。冒頭陳述が終わった後といたしますか、争点の内容について、多分それぞれ説明があったかと思うんですけども、どうだったでしょうか。2番さんは、いかがですか。

【2番】

初めて裁判の冒頭陳述を聴いて、何だろうと、一応メモでは了解しておりましたけれども、どういうことについて具体的に話し合うのかということの説明をいただいて、ああ、なるほどと、その説明の仕方が非常に分かりやすかったと思います。

【司会者】

2番さんの御感想だと、先ほど、検察官の言うことももつともだし、弁護人の言うことももつともだしというところがあったという話で、それを踏まえての裁判官の説明だったかと思うんですけども。

【2番】

両方とも、聞いていると、本当にそのとおりで、弁護士の方の熱演といいますか、すごく情に訴えるような、不謹慎ですけども、なるほど、ああ、そうなの、かわいそうだったんだ、無実だったんだというふうに思い込ませるような、非常に上手といいますか、こういうふうな、話術と言っては、申し訳ないんですけども、そういうのをちょっと感じて戻ってきたところへ、裁判官の方が、事実はこちらだから、こういうことを話し合いますよということをお願いしたので。ああ、なるほど、そういうことを私たちが話し合うのねというのが確認できたという感じがします。

【司会者】

他の方は、いかがですか。5番さんは、いかがですか。裁判官の説明は、どうでしたか。冒頭陳述が終わって直後といいますか、実際に証拠調べに臨む前に、何か説明があったかと思うんですけども。

【5番】

冒頭陳述の概略を、戻って、裁判官の方から説明があったと記憶しているんですけども。でも、私的には、やっぱり、事件的に、弁護士さんはちょっと苦しいかなという感じは、個人的に思いながら見ちゃってましたかね。まあ、こう言うしかないだろうなど。でも、結局、弁護士さんが挙げてくるところが論点になってくるのだろうなというところを、バックヤードで何点か書き出させていただいて、こちら辺をみんなで審理していこうというお話をいただいたと思うので、とても分かりやすかったと思います。

【司会者】

他の方は、いかがですか。裁判官の説明は、どうだったでしょうか。4番さんは、裁判官の説明は、いかがでしたか。

【4番】

控え室に戻ってきてから、いろいろ。

【司会者】

こういうところが論点に、争点になるんですという話を、多分。

【4番】

よく話をいただいたので、ああ、そういうことだなと思って、理解できました。始めの日は、初めて裁判所の中に入って、ああいう高いところで見ると、あれは、始めはなじまなかったものですから、しばらくは、法廷の中の景色を見るような感じで、ずっとやってきて、そのうちだんだん、検察官の方が、非常に雄弁に、言語明瞭に、ばりばり言ってきたものですから、検察官の方はすごいなというイメージを始めはすごく持って、だけれども、実際には、もうみんな分かっているんじゃないのというぐらいな感じで戻ってきたんですけれども。戻ってきて、いろいろ説明を受けると、ああ、そうか、そういう考え方もあるんだ、やっぱり、こういうときは、こう考えなきゃいけないというようなことに気が付いて、もうちょっと、直感じゃなくて、慎重にしなければいけないというような記憶を思い出してきました。

【司会者】

他の方は、いかがですか。裁判官の説明がちょっと分かりにくかったとかいう方もいらっしゃるかもしれませんが、おっしゃっていただけると、ありがたいですけれども。よろしいですか。

時間の関係もありますので、今のお話をお聴きになって、検察官から何かありますか。あるいは、何かお聴きになりたいことでも、結構です。

【秦検察官】

検察官の冒頭陳述の最近の一つの傾向なんですけれども、正直申し上げて、最初の段階で余り詳しいことを申し上げると、逆に、皆さんを混乱させて、要するに、ちょっと緊張をいろいろされているであろう中に、余り細かなことまでその場で一気に伝えるしても、なかなか難しいだろうという思いもありまして、大きな枠組みとして、こういうことをこれから私たちは立証活動としてやっていきますよというところが伝わればいいかなと。

ただ、それすらも伝わっていないとすると、私たちとしても、やり方というか、アピールの仕方みたいなものが不足ということになるのであれば、ちょっと検討はしたいなと思いますし、逆に、それが過剰過ぎると、その後の証拠調べにより一層の御興味を持っていただきたいというか、むしろ、冒頭陳述では、まだこれは言っちゃどうなのよという思いを半分残していただいて、証拠調べの方にその意識をより集中させていただけたら、そういう冒頭陳述がいいのではないかと最近思っ、詳し過ぎない、そうかといって、余りにも全体像が見えないままでは、皆さんにこれから説明していく、あるいは、立証しようとしていくものがまるきり見えないのでもいけないというところで、その加減具合を非常にいつも悩ましく思っているところです。

一方で、先ほど、1番さんの御意見にあったのですが、弁護人のように、もうちょっと何かアピール度合いを変えた方がむしろいいのかとか、むしろ、さわやかにその場は整えさせていただいて、次の証拠調べの方により精力を傾けていきたいとか、いろいろ、バランスみたいなものを思ったりするんですが、そういうところの中で、検察官の冒頭陳述の在り方に少し不足を感じられている方が多いか、むしろあれぐらいで良かったというような御意見だったのか、そういう意味では、いかがだったのかなと思っております。

【司会者】

今のは、検察官の冒頭陳述で、ちょっと不満、足りないんじゃないかとかと思われるようなところがもしおありの方がいらっしゃったら、言っていただけるとありがたいと思います。何かありますか。

特にないようですねけれども。

【秦検察官】

そうですね。ありがとうございます。

【司会者】

弁護士の方は、いかがですか。

【鈴木弁護士】

いろいろ、冒頭陳述後の評議室に戻ってからの裁判官からの説明があるかと思うんですけども、具体的にどういった説明があったのかというのはさておいて、例えば、判例の経験則だとか、法律論の解釈とかについてですけども、そういうことについての説明は、どの程度あったのか、それが分かりやすかったのかなとか、そういうことを聞いてみたいんです。ちょっとアバウトで、申し訳ないですけども。

【司会者】

判例の経験則と法解釈。

【鈴木弁護士】

はい。例えば、今回参加された事例ですと、覚せい剤の回収方法についての経験則が、最近の判例で出ていたと思うんですけども、そういうことについては、どの段階で説明されているのかなと。それを受けて、裁判員の方は、どういうふう to それを理解しているのかというのがちょっと気になったんです。

【司会者】

あと、法解釈というのは、具体的に。

【鈴木弁護士】

法解釈は、例えば、今、気になっているのは、覚せい剤の回収措置だとか。ぱっと見て、気になったのは、そういうことです。2番の方の事件ですけども。

【司会者】

2番の方の判決に判例が挙げられているんですけども、覚せい剤の回収措置を通常考えるんじゃないかというような話が出てはいるんですけども。この点は、何か裁判官から、どこかの段階で説明があったと思うんですけども。どんなタイミングであったかとか。

【2番】

最初の方には、そういうことはなかったと思います。だんだん話合いをして、最

後の段階ぐらいで。本当にもう、前はどうかとかというのは全くなく、最後の5日目ぐらいにでしょうかね、だんだん話していくうちに、どの程度というのが、最後の最後で、このぐらいの感じでという話があったと思いますが、最初からは、何もなかったです。

【鈴木弁護士】

分かりました。ありがとうございます。

【司会者】

裁判官からは、何かありますか。

【伊藤裁判官】

時間のないところで申し訳ありませんけれども、裁判官の説明がちょっと過剰だったんじゃないか、ここまでは説明し過ぎだったんじゃないかという印象を持たれた方が、もしいらっしゃったら、教えていただければと思います。

【司会者】

どうですか。ちょっとそこまで説明しなくてもとか、そういうイメージですか。

【伊藤裁判官】

はい。

【司会者】

余りそういう感想はないですか。いろいろ話してもらう方が、バックヤードという話に戻りますけれども、ある程度、裁判官の方からも話があって、落ち着いたとか、整理ができたとか、そういうような感じの方が多いというイメージでよろしいですか。

では、ちょっと時間が掛かって恐縮ですけれども、今度は、証拠調べの仕方についてのお話を聴かせていただければと思います。話題事項の方では、証拠調べについて、①として、法廷で見聞きした証拠の内容が十分に理解することができたかどうかなどと、②として、証人、被告人の話を聞いて、理解しにくかったりしたところはなかったかというような話があるんですけども、これは、分けずに併せて、

実際に経験された事件の法廷での証拠調べの内容が分かりやすかった、あるいは、分かりにくかったというようなところを、これも、本当に率直にお聞かせいただければと思います。

いかがですか。どうでしょうか。特に、審理が長かったという6番さんは、どうでしたか。

【6番】

二つの事件を、そして、二人の被告人のそれぞれの証人の方、あと、運び屋さんとなった若い少年がもう服役中でして、その方の証言とか、いろいろ証言というのは、人によって、微妙に記憶がちょっとずつ違ったりとか、あるいは、もう事件から2年近く経過しているものですから、ちょっと曖昧になってしまって、それが、記憶の中で、それぞれ違ったりする部分とかがあるのが、複数聞いているうちに、メモは取っていても、何だか自分の中で分からなくなってしまうたり、混乱してしまったりは、評議室に戻って、「あれって、でも、あの人は、こう言っていましたよね。」とかいう部分を振り返ったときに、裁判が長かったので、裁判長さんもそうですし、他の裁判員の方も、「いや、そうじゃなかったよね。こう言っていたよね。」というのを整理しながら、ちょっとずつ自分の中で記憶の整頓ができたのかなど。大分混乱しました。

ただ、物の証拠としては、クリスタルという表現を覚せい剤に使うって、貨物を運ばせるというか、輸入するときの住所のリスト、住所録があったものですから、それが大きな証拠ではあったんですけども。まず、クリスタルという表現は、間違いなく覚せい剤なんだよねとかいうところに、どんどん突き詰めていっちゃうと、何だかいろんなことがよく分からなくなっていて、自分の中で相当混乱したのを覚えています。

恐らく、ざっくり、例えば、家庭内でしたら、旦那からそんな証拠が出てきたら、「あんた、やったに決まってるじゃない。」と言えるようなことでも、やっぱり裁判とかだと、本当にきちんとした証拠でなくてはならないわけで。その根拠というか、

そこら辺を丁寧に進めるということが、こんなに大事であり、大変なんだなと感じました。

【司会者】

他の方は、いかがですか。7番さんはいかがですか。

【7番】

証拠については、十分に理解することができました。トランクも出ていましたし、トランクから見て、明らかに隠蔽工作しているという部分が分かりましたので。対立するようなことはなくて、むしろ、面白いなというふうな感じで臨んでいました。

【司会者】

面白いというのは、どの辺りを、そういう興味を持って見る感じになったんですか。

【7番】

結構、隠蔽工作がちゃちいんですね。ちゃちいというか、余り巧妙じゃないんですね。こんなもんで運んでくるのかというようなことですね。

【司会者】

そういうのは、判断に何か影響というか、参考になるような事情だったですか。

つまり、隠蔽がちゃちいというのは、事件の判断とかに何か関係してくるような話だったんですか。

【7番】

運び屋の存在が粗末に扱われているなというような。本当は、親分が、糸を操っている者が一番悪いなというような感情が湧いてきますよね。だから、主犯格についての憎しみが湧いてきますね。

【司会者】

証拠自体としては、例えば、被告人質問とか、証人尋問とか、そういうのは、大体分かりやすかったですか。

【7番】

ええ、分かりやすかったですね。

【司会者】

あと、証拠の関係だと、メールの取調べをしている事件が、確か。

【7番】

僕は、メールじゃなかったです。

【司会者】

2番さんは、いかがですか。

【2番】

持ち込んでしまった覚せい剤は、もう明らかに証拠なんですけど、それは、被告人が知らないと言っていたことで、メールのやりとりで、娘が病気になったので、急いで帰らなくちゃいけなかったから、わざわざ直行便ではなく、日本を経由して、タイに帰りたかったと言っていたんですけども、そのメールはなくて、誤ってその部分だけ消してしまったと、だんだん話していくと、そうなってきたんですが。

あとは、多分指図されていた人に、上海に着いた、今、着いたよというようなメールをやりとりした、その番号も、明らかに密輸組織の番号じゃないかと言われていたところにメールをしたという内容だったんですが。そこについても、その被告人の話だけを聞いていると、不自然ではない流れの中で、どこをどうやったら、うそだと、それが違うと言うのかなと私は個人的に思っていたところ、裁判官の方が、一つずつ時系列で、これは正しいかどうかという説明があったので。なるほど、そうすると、つじつまが合わないなとか、この番号はそうだったんだという証拠合わせというんですか、本当に細かいところで。なるほど、これで、この人は、うそをついているというか、明らかに密輸組織に関わっていたという証拠になってしまったんだというのが分かりました。

【司会者】

メールの取調べ方法自体ですけれども、それは、例えば、メールがたくさんあるとか、それをずっと読んでいくとか、そういうような形で調べて、それが分かりや

すかったとか、分かりにくかったとか、そういうのは、何かあるんですか。

【2番】

部分的にそのコピーを見せてもらいまして、もちろんタイ語だったので、その訳したのをちょっと拝見したんですけれども、やりとりが、ここは時間と合わないとか、そういうので、最初は、ちょっと分かりにくかったんですけれども、だんだん説明を受けているうちに、なるほどというふうに分かってまいりました。

【司会者】

1番さんは、どうでしたか。

【1番】

メールは、時系列で、時間的にやりとりした順番に、きれいにうまく並んで、すごく分かりやすかったですけれども。もちろん、メールで外国から指示されているというのが、いかにも分かる感じなんですけど、やっていないというようなことを。

やっぱり、メールを読んでいくと、ものすごく大事なところは削除してあるのが分かる感じがするんですけれども。メールがあったからこそ、何かあなたは指示されて、上の者に動かされているんですねというのがよく分かりました。

他の証拠に関しても、やはり、実際触らせてもらって、重さだとかが分かったりして、私も、クラッチバッグに巧妙に剥がして、中に隠しているというものの実際を見せてもらって、大きさも、持った時点で、おかしいと思いましたので、すごくいい感じでした。

【司会者】

他の方は、いかがですか。証拠調べの分かりやすさの関係ですけれども。

【5番】

私も、やっぱりLINEか、メッセージのやりとりを検察官が提示していただいて、非常に分かりやすかったです。つじつまが合わないことが出てきたりしたことがあったので。

また、運び屋にされた歌手が捕まっている間に、一度、被告人がウガンダに戻っ

ているんですけれども、そこでのチャットか何かのやりとりで、ハイリスク・ハイリターンで、結構、覚せい剤をやれば、いいお金になるみたいなメールもあったので、そこだけで犯人とは決めていないですけれども、そういう知識があったとかいうことのメールのやりとりもありましたので、非常に役立ちました。私も、メールとかチャットは気を付けようと思いました。

【司会者】

あとは、証言、被告人の供述とか、共犯者の供述とかが証拠になっている事件も結構あるかと思うんですけれども、その辺りの分かりやすさ、質問の仕方が良かったかどうかとか、分かりやすい質問だったかどうかとか、その辺りは、何かありますか。どうですか。

8番さんは、いかがですか。供述の信用性といいますか、被告人とか、共犯者とかが言っていることの信用性。法廷で調べた供述の信用性。むしろ、その供述の分かりやすさですかね。分かりやすい質問がされていたかどうかということ。

【8番】

私の担当した事件で、メキシコにいた時に脅迫していた共犯者といわれる大本がいたんですけれども、この人の存在がやっぱり証言として得られなかったというので、結局、捕まってしまった被告人二人の話に基づいて判断しなければいけないような状態だったので、どこまで信用していいかというのがちょっと悩みどころではありました。

証拠については、捕まったときに押収された覚せい剤とか、コカインとか、スーツケースとかの写真は、見て理解することはできたんですけれども、証人の方がメキシコ情勢について知っている方ということだけだったので、事件に関して、その話がすごく役立ったかといわれると、余り役には立たなかった感じでした。結局、被告人二人の話をどこまで信用するかというのが、すごく話合いに時間が掛かったような感じでした。

【司会者】

弁護人とか、検察官とかの質問の仕方とか、その辺りは、結構分かりやすい聞き方をしていましたか。

【8番】

質問の仕方は、分かったんですけども、通訳の方がいらっしゃったので、言葉の発しているその気持ちだとか、動揺とか、そういうのが余り分からないのが正直なところで。それは、ちょっと難しかったです。

【司会者】

皆さん、要するに、被告人が外国人ということでもありますので、今の8番さんのおっしゃった御感想、通訳を通じての尋問、これは、やっぱり違和感があったんですか。

【4番】

尋問というところですか。法廷の中でですか。

【司会者】

法廷の中での。

【4番】

私の場合は、ご老人で、非常にもぞもぞとはっきりしないのと、ほとんど被告人として自分がしなかったとか言い訳をする場面はなかったような記憶があります。弁護人は、一応何らかの筋を作って説明していたみたいですけども、もう本人は、寝たりなんかしていたということで。

逆に、証人さんが、税関の方と取調官が出てきたわけですけども、そのときは、海外からの事前情報で、犯人とおぼしき人が全部内容が分かっていたために、まるでその人だけを見ているような感じでクローズアップされたような感じで、税関吏も、入ってくる様子から、荷物を出すところの様子から、本当に全部覚えているんですね。本当に、そんなに一人のことを覚えているのかと思うぐらいに細かく説明を受けました。これは、やっぱり見る人は見ているんだなど。

一方で、取調べの方も、一時は、泳がせ捜査をすることを考えていたらしいんで

すけれども、やはり、いろいろ次のことを考えて、途中でやめて、すぐ警察に連行して調べて、逮捕に至った状況を聞いたときに、尋問する人たちは、車1台でほんの数人で調べただけけれども、実際には取り囲んでいる私服の警官が50人いたとか聞きまして、すごいな、これだけ見ていてこうやっていれば、まず、事前の情報さえあれば、絶対入らないんだなという実感がした次第で。

証人の警察官も、税関吏の方も、仕事ではあるんでしょうけれども、非常にはつきりした言葉で、全然曖昧さが感じられなくて、それを聞いただけで、これはやったのは事実だし、あと、本人がどういう言い訳をするのかと思ったら、本人は言わないし。

また一方で、証拠についても、現物も触らせてもらって、この物が隠れていることが分かるのか、分からないのかというのを、普通、言葉で聞いてると、分からないんですけれども、物を見て、重さを見て考えると、これは分からないわけがないなというふうに思えてきて、そこで、もう心証が全部固まったという感じだったです。

【司会者】

他に、証拠調べの分かりやすさの関係で、これは今後のために言っておいた方がいいかなみたいな、そういうことは、何かありませんか。ちょっとここは分かりにくかったとか。

【6番】

証人の方の一人が、日本在住歴が長くて、日本語が非常に達者な方がいらっやって、その方は、現在、服役中なんですけど、すごく事件を詳細に覚えていらっやって、すごく有益な証言だったなという記憶があるのと、そこへ来て、その方に、検察官の方が、有効なというか、分かりやすい、これはこういうことを聞きたいんだというのが私たちにも分かりやすい質問を投げ掛けてくれていたので、その証人の証言が、すごく、今思うと一番。複数いたんですけれども、そんな方がいらっやいました。

【司会者】

すごく分かりやすい質問があったということで、例えば、こんな聞き方をしている、よく分かったんですみたいな、それは思い出されませんか。

【6番】

そうなんです。そういう場面が、多々、結構あったんですけども、じゃあ一つぐらい覚えていていいんじゃないかと、今、手を挙げる前に思ったんですけども、でも、それは思い出せないんですが。ここの部分を、そこが間違いないというところを押さえることによって、何かを一致させようとするんですね。その投げ掛けの質問が、ああ、すごいなと感心しながら聞いていたのを覚えています。

【司会者】

分かりました。では、今の証拠調べを踏まえて、争点についての判断をすることになるんですけども、この判断が難しかったかどうかというところ、それから、その判断をするに当たって、検察官、弁護人の論告とか、あるいは、弁論、最終的な御意見ですね、これらが、どのぐらい役に立ったかというところですけども、この点は、いかがですか。7番さんは、いかがですか。

【7番】

検察官の論告、あるいは、弁護人の弁論は、資料もあって、今までもお話を聞いていて、よく理解できたんですけども、結果、役に立ったんですけども、ただ一つ、被告人が外国人だということ。判断材料として、被告人が発する言葉、感情がやっぱりちょっと欲しいなと。分かるということが欲しいなと思ったんですけども、それが聞けなかったというか、言葉が分かりませんので、どういう感情で言っているのか、そういうことが分からなかったのが、ちょっと残念です。

いずれにしても、被告人は、無表情でした。だから、無表情でしたので、言葉が分かれば、発する言葉で読み取れる部分があると思うんですけども、通訳の人が淡々としゃべるだけであって、そこに感情は入ってこないものですから。その辺の部分でちょっと証拠の判断材料としてないものですから、そこが聞けたら良かった

のでしょうか。

【司会者】

争点に対する判断自体は、難しかったですか。

【7番】

証拠が明らかなものがいっぱいありましたので、点と点が全部結び付いているみたいなのところがあったので、判断については、難しくはなかったです。

【司会者】

被告人自身が、審理の一番最後に、意見陳述ということで述べますね。そのときも、要するに無表情だったというイメージですか。

【7番】

無表情だし、感情が読み取れないですから。言葉が分かりませんから。ひっかかったのは、そこだけですね。

【司会者】

他の方は、いかがですか。

【4番】

僕の場合は、最後に、被告人の最後の陳述のときに、「言うことはありません。」と一言でしたけれどもね。

【司会者】

論告とか、弁論とかは、参考になりましたか。

【4番】

参考にならないと言ったら、なんですけれども、やっぱりそれなりに、まあそういうものだろうなということでは理解したつもりですけれども。

【司会者】

争点に対する判断は、そんなに難しくなかったですか、難しかったですか。

【4番】

僕は、難しいと感じるのは、話が先になっちゃうんですけれども、どういよう

な判決が下るのかなという方がすごくその頃は気になっていて。

【司会者】

刑ということですか。量刑。

【4番】

ええ。量刑の方ですね。本人が反論するのであれば、聞く耳はあるんですけども、本当に反論がなかったんですね。

【司会者】

他の方は、いかがですか。8番の方は、いかがですか。争点に対する判断の難しさ。

【8番】

争点の判断は、部屋に戻ってから、裁判官の方がこうこうこうだからというようなことをおっしゃっていただきましたので。自分で判断をするというのは、ちょっと難しかったです。裁判官の説明とかがないと、ちょっと難しいですね。

【司会者】

8番さんの事件の関係は、争点としては。

【8番】

営利目的。

【司会者】

営利目的があったかなかったかというところですね。結論としては、営利目的を認めなかったんですって。

【8番】

そうです。

【司会者】

他の事件は、いかがですか。6番さんは、判断はいかがでしたか。あるいは、事件としては、長い審理というのは先ほどから出ているんですけども、検察官の最後の論告と弁護人の弁論は、その辺り、長い証拠調べをうまく整理できて、説明で

きていましたか。

【6番】

論告は、今まで自分たちが長い間時間を掛けてやってきたことを総まとめしてくれたような辺りで、長い文章でもあったんですけども、分かりやすいと言ったら、ボリュームがボリュームだから、一概に分かりやすいとは言えないんですけども、すごくまとまっているという印象でした。

ただ、弁護人の方の弁論は、もともと自分たちが関わってしまった事件であることを関わっていないというのは、非常に苦しい部分があったのか、女性側の方について弁護人の方の弁論は、非常に長くなってしまって、裁判長さんが途中で、二人いるものですから、やはり公平性というものもあるから、ちょっとそこはもうまとめてという、途中で休憩を挟んで、前半の部分の弁論だけでも、ものすごい時間が掛かってしまったものですから、そんないきさつがありました。だから、長いがゆえに、逆に、聞いている側も入ってこなくなっちゃって、そういう印象がありました。

男性側の方について弁護士さんは、ちょうど与えられた時間内にまとまって、うまい具合にしてくださっていたのを覚えています。

【司会者】

2番さんは、いかがですか。論告、弁論が分かりやすかったかどうか。

【2番】

分かりやすかったです。全体的なイメージでいくと、弁護士さんのお話が、すごく分かりやすかったというか、物語みたいな感じで。今考えると、ちょっとおかしいなと思うところもあるんですけども、その場にいたときには、非常に、それはそれで、確かにそうかもしれないと思わせるような部分があったので、無実を信じてじゃないんですけども。最後の方になったら、ちょっとメールの行き違いとかなんかがあって、これはもう全体的に違うなというのは分かったんですけども、本当に最後の最後まで、私もその時お話ししていた他の裁判員の方も、どっちかな

というのが揺れるぐらい、非常に、良い悪いという言い方はおかしいんですけども、分かりやすいといえば、分かりやすい弁護の仕方というんですかね。

【司会者】

説得力がある。

【2番】

説得力があるというか、非常に上手だったなという言い方は、非常に失礼かもしれませんが、本当にどっちなんだろうと思わせるようだったと思います。

でも、結局は、分かりやすく、弁護人が言いたいことは、非常に分かりましたし、検察側の言いたいことも、もちろん非常によく分かりました。

【司会者】

1番さんは、どうですか。

【1番】

この人がビジネスで来ていることに対して、実際、写真を見せられて、来たときは、Tシャツに、ただぼろぼろのジーンズで来ていたというような被告人なんですけれども、そこに対して、弁護人は、お上手というか、こういう状況でというような形で、うまく弁護をするという、その辺は、2番さんと同じで、物語のようにうまくできていて、逆に、黒なんじゃないのと思っていたところを、もしかしたら、黒に近いグレーなんじゃないかなとちょっと考えさせられる面も多くありました。

でも、検察側から、きちんとした証拠が、やっぱり本当にきれいに、いっぱい整っていて、そういうのも突き付けていって、やっぱりこうなんだなといういろんな気持ちも出てきて、整理もできて、証拠も良かった、分かりやすい感じでした。

【司会者】

分かりました。

検察官とか、弁護士さんの方で、何かお聞きになりたいこととか、コメントしたいこととかはありますか。

【飯田弁護士】

先ほど、6番さんの事件で、証人の証言と、被告人の供述との間に食い違いがあったというところで、それらが、検察官の論告や、弁護人の弁論で、どのように触れられていたのか、その触れ方によって、また分かりやすさとか、判断するに当たって、何か影響があったかどうかとか。先ほど少しお話しされていましたがけれども。

6番さんに限らず、多分、5番さんの事件とかも、かなり証人がいらっしやった事件ですね。供述の食い違いが出てくるとは思うんですね。少し抽象的な質問かもしれませんが。

【司会者】

その供述の食い違い。

【飯田弁護士】

食い違いを、論告や弁論で、どのように触れていたか、扱っていたかという点について。

【6番】

男性側の方は、もともとは妻子がある方だったんですが、今回の共犯者とくっつくことによって、営利目的でくっついて、要は、そういう犯罪に染まっていったという流れというか、だろうですが、でも、要は、恋愛感情が基にあるんだと。営利じゃなくて。だから、私も、最終的にそこがすごく、全面否定ですから、何も関わっていないと彼はそう言っているわけですから、本当にそういう、たまたま恋愛感情で一緒にいたのか、それとも、やっぱり自分ももうけたいから、一緒に本当に関わったのかというところで、非常に迷うところがあったんですけども。

やはり、なすりつけ合いなんですね。男性側の弁護人の方の弁論では、女性側に全てだまされて、知らず知らず一緒に共犯していたということを弁護していらっしやいましたのを覚えています。

【司会者】

その辺り、論告とか弁論では、何かうまく指摘があったとか、説明があったとか。その食い違いについて。

【6番】

食い違いについてですか。食い違い自体が、たくさんのメールとか、証拠、成田でのやりとりの詳細とかもあったものですから。その詳細の説明は、特に女性の方ではあったんですけれども。一つ一つ、それはこうだったから、こうしたんだというのがあるって、ボリュームがあったんですけれども、納得いくものではなかったです。ちゃんと説明はありました。でも、それは、決して、一般人の私が聞いても、納得のいくものではありませんでした。

【司会者】

5番さんは、いかがですか。

【5番】

何点か食い違いはあって、そこは、かなり指摘されていたと思います。歌手に荷物を持たせるときに、その歌手が日本に着いてから、ウガンダの料理を食べたいと思うので、これを持って行ってほしいという依頼をしたんですけれども、本人的には、日本食でも全然構わないみたいな話があったりとか、あと、もし、荷物的に重くなったら、追加料金を払うとか、払わないということに対しても、チャットで結局やりとりが出てきたりとか、あと、ハイリスク・ハイリターンの話のチャット相手のことを聞いたときに、生命の危険があるから、しゃべりたくないみたいな、黙秘権を行使するみたいなこともありました。

【司会者】

それらについて、論告とか弁論では、何か指摘がありましたか。

【5番】

論告のときに、それらに対しての指摘はあったと思います。

【司会者】

弁護人の方からは、何か。

【5番】

弁護人の方からは、ちょっと覚えていないんですけれども。確か、検察側の方が

結構鋭く切り込んでいったなみたいな印象があります。

【司会者】

よろしいですか。

【飯田弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

何か他に、お聞きになりたいことは。検察官の方は、何かありますか。

【秦検察官】

最後の論告の場面で、皆さんにお配りする論告メモというのを、どの事件でも検察官は配っているはずだと思うんですけども、その論告メモに書き込む文章の分量と実際に口頭で申し上げていく分量は、いつも悩ましく思っています。

手元のメモに多くの文章を書くと、文字を追うことだけが大変になってしまって、頭の中の理解を逆に混乱させかねないので、やはり、キーワードだけを載せて、口頭での説明の方を聞いていただくというふうにも考えたりもしますし、逆に、やはり、言葉を目で見ていただかないと、何を言っているのか分からないのではないかという不安があって、文章の方に、要するに、言葉としてお渡しするメモの方に書き込んでしまいたくなる誘惑にも駆られていたりするんですが。

皆様に配られた論告メモは、皆様が論告をお聞きになっているときに、ちょうどいい分量の文字がそこに落とされているなという印象だったでしょうか、それとも、口で言っているのはいっぱい言っているのに、どうしてもっと書いてくれないんだらうという印象だったか、あるいはむしろ、やっぱり文章が多過ぎて、そこまで書かなくても、あとは言ってくれば、十分じゃないかという印象だったか、そこら辺の印象を教えていただけたらと思います。

【司会者】

それは、弁論の方も、同じところがありますか。

【飯田弁護士】

そうですね。

【司会者】

これは、皆さんに、一言ずつで結構ですけれども、お聞きしてみましようか。書面に書いてあるものと口頭で意見が、それぞれ検察官とか弁護人から出てくるんですけれども、その分量として、書き過ぎとか、あるいは、書かなさ過ぎとか、言う量が多過ぎとか、その辺り、ちょうど良かったという感じなのか、それとも、どっちかが多過ぎとか、少な過ぎとか、そういう感想はどうでしょうというところですが、1番の方から、順に言っていただけますか。

【1番】

どちらに関しても、お話ししていることと書いてあることは、余り大差なかったかと記憶しています。やっぱり、聞くだけでは、ちょっと聞き逃すこともあるし、書面だけでは、言葉のニュアンスも分からない部分もあるので、両方そろっていると、後で振り返ったときとか、まとめのときに、やっぱりこうだったとか、改めて感じるができるので、とても良かったと思います。

【2番】

私も、ちょうど良かったと思っています。ちょっと記憶があやふやだったんですが、弁護人の方が長かったかなと思うんですが、それが論告だったか、記憶がちょっと曖昧になってしまったんですが。お話の方が、文章よりも長かったという。でも、話をする方が確かに伝わるから、それはそれで良かったのかなと今は思います。量的には、両方とも、ちょうど良かったかなと思います。

【4番】

余り長いと、やっぱり負担になるのは事実ですし、短いぐらいで、ちょうどいいんじゃないかという感じがした記憶があります。ただ、やっぱり書いたものを見ながら聞いていないと、なかなか全部覚えていないから、必要最低限あればいいんですけれども、余計は必要ないという感じです。

【5番】

正直、記憶がちょっと薄れちゃっているところがあるんですけども、検察側にしても弁護側にしても、資料としては、とてもよく分かった記憶があります。ただ、すみません、ちょっと記憶的に薄れてしまっています。

【6番】

私も、余り論告メモについての記憶が定かじゃない、どのぐらい書いてあったかというのは、思い出せないんですけども。ただ、自分は、論告のときに、検察官の方の顔と、被告人の顔を見ながら、ひたすら聞いていた、うなずきながら聞いていた自分を覚えています。メモには、多分、時々目を落としていたと思うんですけども。やはり発言されている方が主に頭に残っています。

【7番】

長くはなかったです。本当に凝縮されているという感じを受けました。

【司会者】

メモの方がですか。メモと口頭との兼ね合いみたいな。

【7番】

兼ね合いは、適正かなと思います。

【8番】

検察官の方が、ちょっと文章を読んでいる的な感じの印象を受けて、弁護士さんの方の方は、一応見やすい用紙ではあったんですけども、すごく目を見て、訴えて話し掛けてくださっていたので、弁護士さんの方の方がすごく話が耳に入っていたのは印象があります。

【司会者】

ということのようです。

【秦検察官】

ありがとうございました。

【鈴木弁護士】

もう一点、よろしいですか。今回の事件は、いずれも外国人の被告人ですけども

も、被告人の話を聞くに当たって、被告人のバックグラウンドと申しますか、外国人ならではの考え方だとか、行動様式、習慣とかについて、どのように考えて判断されたのかなと思って、聞いてみたいんですけども。そういうところまで考慮に入れるのかというところですね。

【司会者】

それは、争点についての判断の前提としてということですか。

【鈴木弁護士】

はい。弁解内容とか、全般について。

【司会者】

いかがですか。そういうことが、そもそも事件で立証されていたかどうか、弁護人の主張として出てきているかどうかというのはあると思うんですけども。大なり小なり、そういう情報自体は、法廷の中で出てきていたんじゃないかなという気はするんですが、ちょっと分かりませんが、どのぐらい重視するかとかそんな感じですか。

【鈴木弁護士】

そうですね。

【司会者】

何か、御意見はありますか。

【5番】

特にウガンダ人だからとか、そういうことはなかったような気がします。ただ、来てどれぐらいたつのかとか、どれぐらい滞在しているのかとか、そういうことに関しては、話の中にあつたと思いますが、それが評議に関係したことはないという記憶があります。

あと、お昼を食べているときに、向こうの貨幣は何だとか、貨幣価値はどれぐらいたらうとか、今回のこの末端価格のお金が向こうに行くと、どれぐらいたらうねという、たわいない会話はあつたと思います。

【司会者】

他の方は。

【2番】

私の事件は、タイの若い女性だったんですけども、弁護人の方は、最初から、バックグラウンドじゃないですけども、背景はこういう国で、彼女の人生的なこと、地域がこうであらだということは非常に、最初にそういうお話が非常に長くあったと思います。ですから、ちょっと気の毒だなという先入観は、確かに植え付けられましたけれども、だからといって、罪がどうかということ、刑がどういうふうになくなったとか、短くなったとかというふうにはなかったと思いますけれども。彼女がこういう罪を犯してしまったのは、そういうのがあったからかなというのは思いました。

【鈴木弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

他は、よろしいですか。法律家の方から、何か聞きたいこととか。もう時間もオーバーしているので、よろしいですか。

量刑に関する判断が難しかったかどうかということも問い掛けとしてはあるんですけども、4番さんからは、非常に難しかったという話が最初から出ているんですけども。

【4番】

何度も言うんですけども、非常に、被告人が、年齢が年齢だったのと、あと、分かってはいたんだろうけれども、どうしてそんなのに関わっちゃったのかというようなことを考えてしまい、悩みました。

【司会者】

難しかったというところですかね。

他に、量刑に関して悩んだことで、特に言っておきたいことはありますか。皆さ

ん量刑は難しいと思っておられるんじゃないかとは思うんですけどもね。

【6番】

女性の方には、お子さんがいて、日本のある施設に預けて、今、こういう機関にいらっしゃるということで、そして、病気も持っていて、勾留中に何度も発作も起こしていた、病気も持っているお子さんもいる、そういう方の量刑って、どのぐらい考慮して入れていくんだろうと思って、非常に、悩みました。

【司会者】

他の方は、いかがですか。量刑の関係で、ちょっと言っておきたいということが何かあれば。

よろしいですか。では、最後に、裁判員としての負担感ということで、お仕事とか、家事等との調整、それから、守秘義務の関係とか、裁判員としてちょっと苦労するところはこういうところだなというのが、皆さんそれぞれおありかと思うんですけども。おっしゃっていただくと、ありがたいんですけども、何かありませんでしょうか。1番の方、どうですか。

【1番】

私は、職場の理解がかなりありまして、逆に、行って勉強してこいと言われて来たので、職場にももちろん戻っても、あえて突っ込んで聞かれることもしなかったもので、みんな「守秘義務を分かっているから、大丈夫。」と逆に言われて。なので、私からも説明を無理にすることもなく、向こうから聞かれることもなく、とてもいい職場環境なので、その辺では、とても助かりましたし、もちろん家庭もありますが、それなりにもう子供たちも大きくなっているんで、負担感というのは、何も感じませんでした。

【司会者】

2番さんは、いかがですか。

【2番】

私の場合は、介護があったものですから、出られるかなと思ったんですけども、

うまい具合に調整できたので、いい経験をさせてもらえたと思っています。

【司会者】

4番さんは。

【4番】

今、職場での理解がいろいろありまして、誰も嫌な顔をすることもなし、普通に「大変ですな。」の一言で、連日こちらに参加させていただきました。今日も、来るとき、「え、まだやるの。」というのは言われたんですけども、「実際には最後で、また、こういう機会だから、他の人の意見も聞けるらしいので。」と言いましたら、「それじゃあ、もし何か参考になるのがあったら、差し障りない程度に教えて。」というような人も、中にはおりました。基本的には、皆さん、あること自体を知っているし、確率的な問題を非常にみんな言って、「当たるのも大変だし、行って、また最後にまた行くの。」という感じだったです。

やっているときも、1週間ちょっと掛かったですけども、何とか、周りの人が全部協力してくれて、滞りなく仕事はずっと進んでおりまして、戻ったときも何のトラブルもなかったもので、非常に助かりました。

【司会者】

よかったですね。

5番さんは、いかがですか。

【5番】

私も、会社に大分理解していただいて、行ってこいよということで、ちょっと同僚には負担を増やしてしまったんですけども、いい経験をさせていただきました。

ですが、今でも覚えているんですけども、被告人に13年という刑を主文として裁判長が読んだ時に、やっぱり、ちょっと胸に残るものがありますね。彼の13年を奪ってしまったわけではないですけども、判断してしまったという、ちょっと心に思いはあります。

【司会者】

6番の方、お願いします。

【6番】

私も、職場の方は、長い期間であったんですけども、理解していただけたので。ただ、復帰した後が、やはり、3週間の穴埋めというのは、非常に大変だったなどは思います。

ただ、一番の感想としては、裁判中も、言って大丈夫な部分を家庭内でちょこつと話すだけでも、夫は「そんなこと、ここで話していいの。」と言ってみたり。あと、裁判が終わった後でも、関わった裁判は覚せい剤の事件だった、これは言っても構わないことですよ。

【司会者】

構わないです。

【6番】

それを聞いただけでも、職場の人が、「え、ここでこんなこと話しちゃっていいの。」という、やはり、世間的には、まだまだ正しく理解がされていないんだなというので、私は、非常にいい経験をしたと思ったから、それを皆さんに話したい部分も、そういう役目もちょっとあるんじゃないかなと思うんですけども、いい部分を聞いてもらおうと思っても、それを閉鎖的でいる部分とかがあったりとかするものですから。これじゃあ、例えば、殺人事件とかに関わって、もっともっと精神的な負担を負った方たちは、現実社会に戻ったときに、もっともっと大変なんだろうなというのをちょっと感じました。

あとは、やはりいい経験をしたから、みんなに勧めたくても。同じですね。そこは一緒です。

【司会者】

どうもありがとうございます。

7番の方は、いかがですか。

【7番】

私の場合は、時間的な部分については、余裕がありますので、負担感はありません。

あと、守秘義務については、裁判長から、この部分ですよとはっきりと言われていましたので、それ以外はいいんですよということがありましたので、結構、楽になりました。

それと、人を裁くということで、精神的にストレスを感じる方もいると思うんですけども、私は、とにかく、市民感覚としてここに出ようということと言い聞かせていたので、負担感については余りありませんでした。精神的な負担感はありませんでした。

【司会者】

8番の方は、いかがですか。

【8番】

さっきも言ったんですけども、やっぱり精神的な負担感、自分の中で大きかったというのが正直なところで、ただ、それをどうすればいいのかと考えたときに、経験した方の話合いの場がもっと身近にあれば、楽にはなっていたのかなというの思います。

家のことについては、私は仕事をしていないので、時間的には大丈夫だったんですけども、ただ、やっぱり、今年3月に裁判をやりましたけれども、今でも被告人の顔は忘れません。なので、裁判員裁判というのは、本当に賛否両論あると思うんですが、必ずしも悪いことでもないし、かといって、すばらしいと一言でも言えないというのが正直なところで、裁判員制度について、メディアなり、何なりでもっと詳しく説明して、みんな負担なくできたら、それはそれでいいのではないかなとは思いました。

【司会者】

今日、冒頭で、ここに御出席になる御自身のお考えとして、他の方の意見も聞いてみたいという話もありましたけれども、今日の議論をいろいろ踏まえてみて、今

日の感想は、どんな感じですか。

【8番】

ここに来るときも、やっぱりちょっと緊張していたんですが、皆さんの意見を聞いていると、いろんな考えがあるというのは、すごく勉強にはなりましたし、最初に、裁判員裁判の通知がもう一回来たら、ちょっと迷うかなとは言ったんですけども、皆さんの意見を聞いていたら、通知がもう一回来たら、もしかしたらやるという考えに変わるのかなと、ちょっと気持ちが変わりました。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、時間が随分オーバーしたんですが、法律家の方から、最後におっしゃっておきたいこととか、何かありますか。よろしいですか。

【飯田弁護士】

はい。

【秦検察官】

はい、結構です。

【司会者】

いろいろ本当にいいお話を伺うことができ、今日は良かったなと思っています。守秘義務の関係とか、こういうことを言っては駄目、言っていないとかというところが、まだまだなかなかうまく皆さんにもお伝えできていないところもあるのかなということもありますし、本来的には、裁判員をやっていい経験ができたということをごここで皆さんおっしゃっていただいていますので、それが皆さんの周辺からどんどん広まって行って、制度としても安定していくし、制度自体も、うまく運用が更に広がっていくというようなことになればいいなということも思いますので、法廷で起きたことは、基本的にはおっしゃっていただいて結構ですし、裁判所の感想とか、そういうことは、どんどんおっしゃっていただいて結構ですので、どんどん、皆さんの御経験を周辺の方々にお伝えいただければと思う次第です。

私どもは、皆さんの今日の御意見が非常に参考になりましたので、これを踏まえて、また適切な裁判員裁判の審理ができればと思っております。これから、私どもは、新しい裁判員の方々と一緒に審理していくこととなりますけれども、いい経験を、私自身も、裁判員の方も、一緒にできていければと思っております。

今日は、本当にいろんな貴重な御意見をありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項

- 1 裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 今回の意見交換会では、覚せい剤の密輸入罪において被告人が事実関係を争った(否認した)事件を担当された裁判員の方々にお越しいただく予定です。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
 - (1) 担当した事件の被告人は、どこの国の人でしたか。覚せい剤を運んできたことについて、どのような説明をしていましたか。
 - (2) 犯罪事実に関する「争点」について
 - ア 「争点」の理解について
 - ① 検察官、弁護人による冒頭陳述が終わった時点で、「この裁判では何が争点になっているか」は分かりましたか。どのような説明がわかりやすかったですか、逆に、わかりにくい説明はありませんでしたか。
 - ② 裁判の「争点」について、裁判官から何か説明がありましたか。その説明は十分理解することができましたか。
 - イ 証拠調べについて
 - ① 法廷で見聞きした証拠の内容は、十分に理解することができましたか。理解しにくかったり、退屈であったようなところはありませんでしたか。
 - ② 法廷で証人や被告人の話を聞いて、理解しにくかったり、退屈であったようなところはありませんでしたか。また、証人や被告人の話が信用できるかどうかの判断は難しくなかったですか。
 - ウ 「争点」について考え、判断することは難しかったですか。その判断をするにあたり、検察官の論告、弁護人の弁論はどのくらい役に立ちましたか。
 - (3) 量刑に関する判断は難しかったですか。
- 3 仕事・家事等との調整や守秘義務など、裁判員としての負担感についてご意見

があればお聞かせ下さい。

以上